

## いじめ防止基本方針

### (定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (基本理念)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

## (1) いじめの防止

### ① 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本は、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

### ② いじめの防止のための措置

#### ア) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「**いじめは人間として絶対に許されない**」との雰囲気为学校全体に醸成する。

いじめ防止に向け、講師を招く等、学期に1回いじめをテーマにした一斉授業の実施を図る。  
また、ネットいじめ防止に特化した情報モラル教育の推進を図る。

### イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

コミュニケーションの基本となる【あいさつ運動】を奨励し、修学旅行、体育大会、音楽会、球技大会等を通して、生徒同士が協力し合う中で生徒のクラスの中での絆づくりを図る。

### ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めたり、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めたりする。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

勉強が遅れているまたは苦手な生徒に対する学習指導を、保護者との連携を通じて、積極的に行う。また、ストレスマネジメント研修等を実施して、生徒のストレスがいじめに向かわないように努める。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

### エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

発達支持的生徒指導を積極的に取り入れ、自己有用感や自己肯定感を育めるよう、生徒の望ましい行動を認める。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。

校区の小学校との協働活動を実施することによって自尊感情を育む。

## オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

なお、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

道徳科の時間を中心に全ての教育活動で、いじめに対する認識や理解ができるよう努める。  
また、人権教育の観点より、全ての生徒の人権意識向上に努め、  
いじめは絶対にいけないという生徒の意識を育てる。

## (2) 早期発見

### ① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、SNS等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえば、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互の生徒情報の交換を積極的に行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える学級や学年、学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

### ② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、COCOOやマモレポなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

定期的な各担任による面接週間やいじめアンケート、気になる生徒への声かけ、スクールカウンセラーの活用による個人面談等を適切に実施する。また、学校生活に関する意識調査を実施し、生徒に関する情報の記録を集約し、いじめ担当教員による情報共有と迅速な指示のもと、いじめ事象に対する迅速な対応を図る。さらに、いじめ早期発見のため、いじめ担当教員及び教職員の気づきの能力向上を目的とする研修等を実施する。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立てとして、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

### (3) いじめに対する措置

#### ① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

#### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すること。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「**いじめ対策委員会**」に直ちに情報を共有し、「**いじめ対策委員会**」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めること。

#### 校内いじめ対策委員会 組織

校長・教頭・児童支援CO・生徒支援主事・養護教諭・学年主任・学級担任・人権担当・SC・SSW

### ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### ④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せ一方向的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにすること。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

#### ⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めること。

早期発見の観点から、教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施するなど、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

### (4) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていることとする。

#### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。

#### (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）

## (5) その他の留意事項

### ① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

### ② 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

### ③ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより、学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

学校運営協議会、学警連絡会、保護司懇談会等を通じて、子どもを見守る体制を構築する。

## (6) 重大事態への対処

### ① 重大事態とは

(ア)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(1号事案)

(イ)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(2号事案)

### ② 重大事態の報告

重大事態もしくは重大事態と同様の事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。

### ③ 重大事態の調査及び調査の主体

重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又はその学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

## ア) 調査の趣旨

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行い、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

## イ) 調査の主体

調査は、主に1号事案については教育委員会が、2号事案については学校が、主体になって行うことが考えられる。

学校が主体となっていく場合は、常設している「校内いじめ対策委員会」が調査を行う。

学校からの報告を受け、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の内部に設ける調査組織または教育委員会の附属機関である調査委員会が主体となって調査にあたる。

## ④ 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

また、調査結果については、学校が主体となって調査を行った場合は、教育委員会を通じて、教育委員会が主体となって調査を行った場合は、教育委員会がそれぞれ市長に報告する。

## ⑤ 市長による再調査及び措置

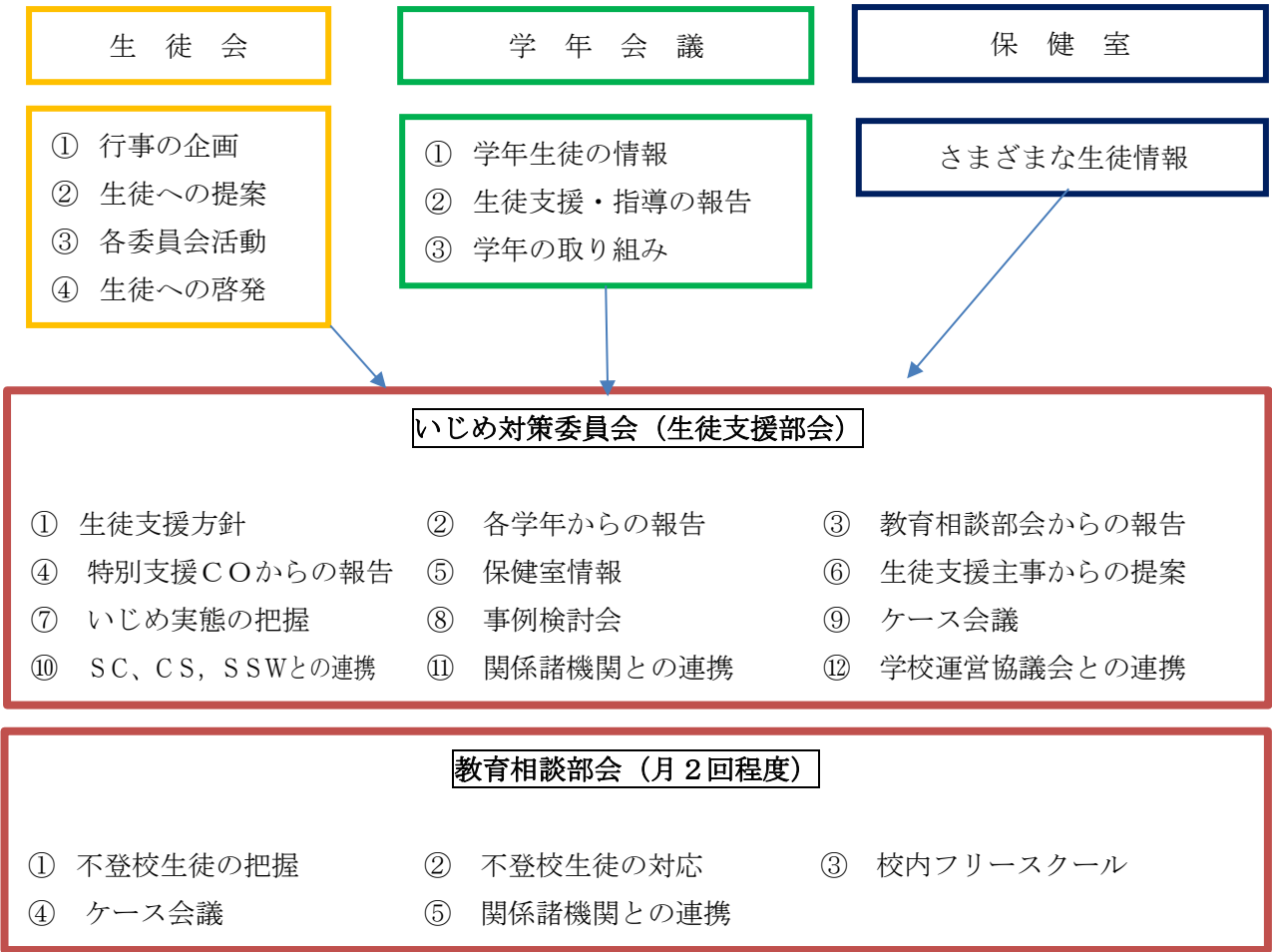
### ア) 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づいて、調査委員会等による報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該調査の結果について再度調査を行うため、「泉大津市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を市長の附属機関として置く。再調査委員会は、公平性・中立性を図るため、学識経験を有する者、弁護士、心理士など専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者等で構成する。再調査の進捗状況などや調査結果については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

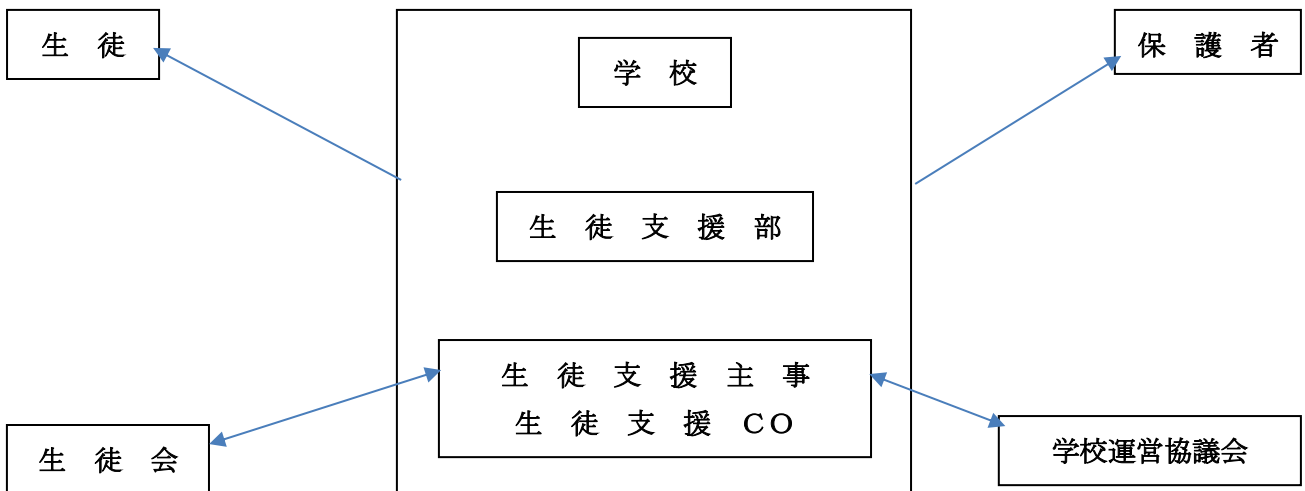
### イ) 再調査の結果を踏まえた措置

市長は、再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

**いじめ防止に係る校内体制の組織図**



**校内教育相談体制・相談窓口**



**いじめ対応フロー（いじめ発覚時の適切な対応に向けて）**

**①校長のリーダーシップによる迅速な初期対応**

校長による対応の指示

→訴えの内容、発覚の経路確認 →被害 状況の把握及び事実確認のための役割分担  
→指示系統の明確化と情報集約・整理の 一元化

**被害の子どもへの聞き取り**

（目的）正確な事実確認とケア （体制）子どもが話しやすい教職員が対応すること

→聞き取った内容の時系列で整理

**加害の子どもへの聞き取り**

（目的）正確な事実確認と関係者の把握 （体制）複数の教職員で対応すること

→聞き取った内容の時系列で整理

**②いじめ対策委員会での情報の共有と解決に向けた協議**

いじめ対策委員会

※自校のいじめの防止等の対策のための組織名を明記！

**①情報の共有**

→確定された事実とさらに確認すべき内容の整理 →いじめ広がりへの把握

**②対応方針の決定（確認）**

→被害の子どもや保護者への対応 →加害の子どもや保護者への対応  
→学級等全体への指導（観衆・傍観者含む） →その他必要な支援・指導等の検討

**③専門家や関係機関との連携**

→専門家の活用 →関係機関との連携

**④情報の取り扱い**

→委員会への報告 →その他状況に応じた対応（保護者・地域への説明等）

教職員の役割分担

被害の子ども等への対応

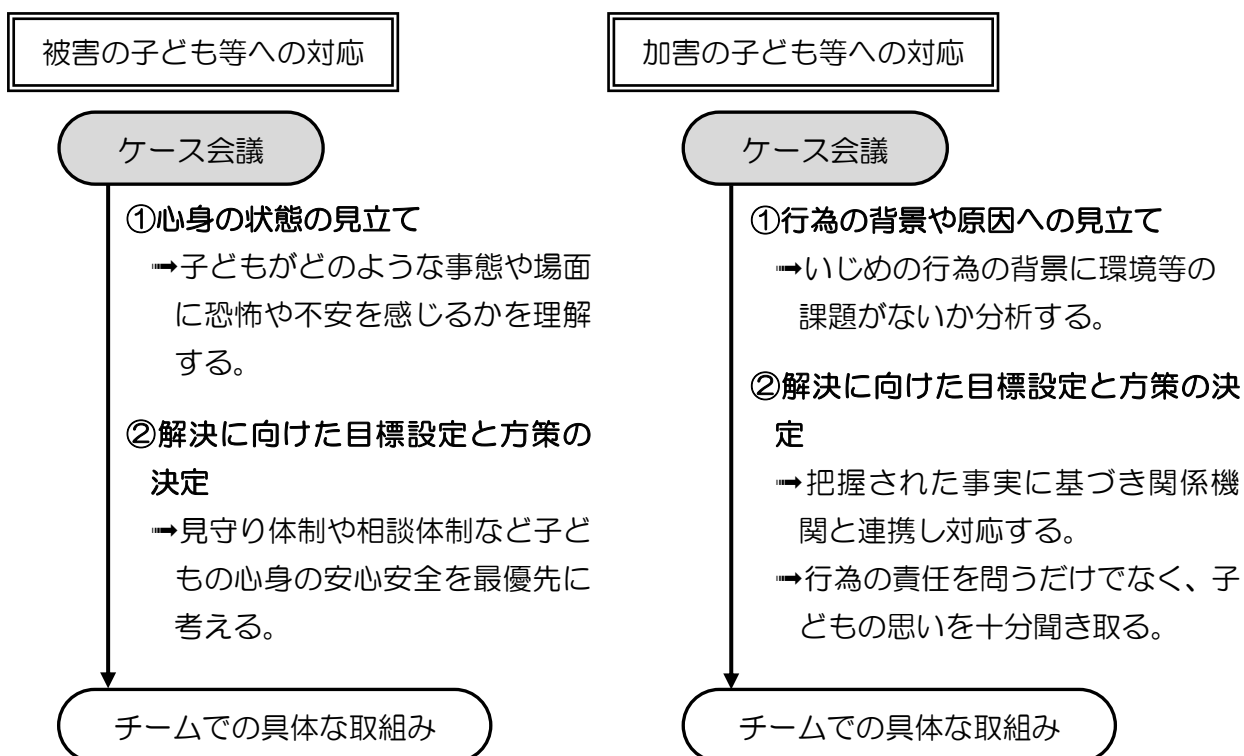
加害の子ども等への対応

学校等全体への指導

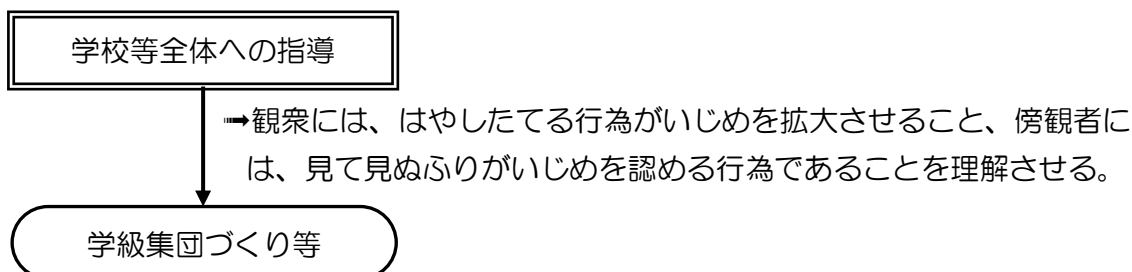
ケース会議

ケース会議

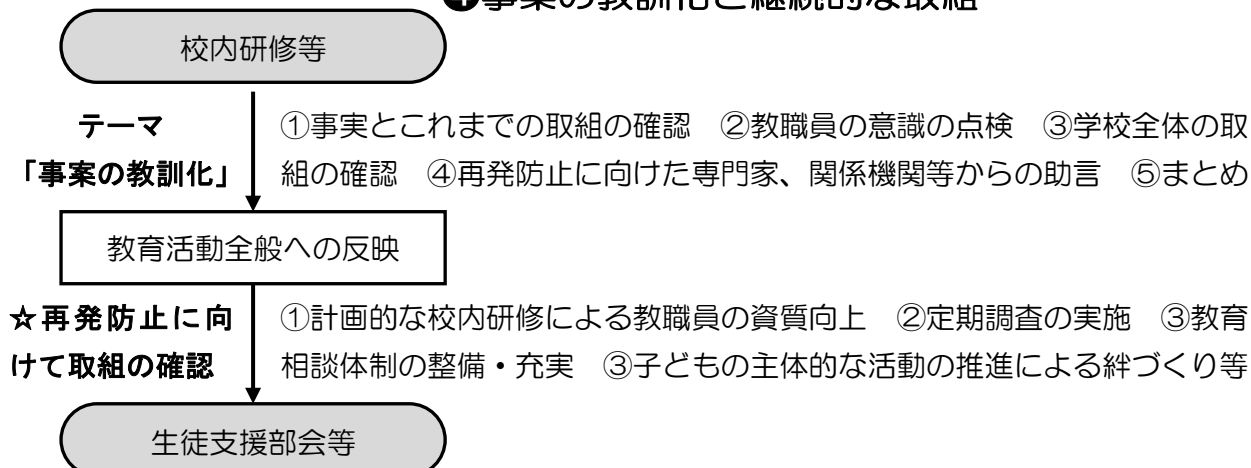
### ③教職員と専門家等が連携したチーム対応



※一定の解決が図られるまで、②→③→②→③を繰り返す。「いじめ対策委員会」で一定の解決が図られたと判断された場合は④に進む。状況を見ながら、学校等へ全体への指導も並行して行う。



### ④事案の教訓化と継続的な取組



令和8年度 いじめ防止対策年間計画

	1年	2年	3年	教職員
4月	相談窓口周知 マモレポ 面接週間	相談窓口周知 マモレポ 面接週間	相談窓口周知 マモレポ 面接週間	相談窓口周知 基本方針周知
5月	家庭面談 道徳（いじめ）	家庭面談 道徳（いじめ）	家庭面談 道徳（いじめ）	家庭面談
6月	アンケート①	アンケート①	アンケート①	いじめ防止 対策研修
7月	相談窓口周知	相談窓口周知	相談窓口周知	相談窓口周知
8月				道徳全体研修
9月	面接週間	面接週間	面接週間	基本方針確認
10月	アンケート②	アンケート②	アンケート②	いじめ防止 対策研修
11月				
12月	相談窓口周知	相談窓口周知	相談窓口周知	相談窓口周知
1月	アンケート③	アンケート③	アンケート③ 面接週間	基本方針確認
2月	面接週間	面接週間		
3月				